

令和3年3月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年3月5日（金）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和3年3月5日（金）午前9時01分
散 会 日 時	令和3年3月5日（金）午後2時43分
委 員 長	頓所 澄江
委員会出席議員	
委 員 長	頓所 澄江
副 委 員 長	小泉 晋史
委 員	加藤 久子 織田 京子 金子 雄一 橋本 稔 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	1人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 2 7 号	鴻巣市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 8 号	鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 9 号	鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 0 号	鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 1 号	鴻巣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 2 号	鴻巣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 3 号	鴻巣市立中学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 2 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 5 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 8 号	令和 3 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長	田口千恵子
こども未来部副部長	小林 宣也
こども未来部参事兼 こども応援課長	染谷 秀幸
こども応援課副参事	久保田明子
子育て支援課長	伊藤 和代
保育課長	佐々木晴美

(健康福祉部)

健康福祉部長	高木 啓一
健康福祉部副部長	木村 勝美
健康福祉部参事兼 福祉課長	沼上 勝
福祉課副参事	服部 和代
障がい福祉課長	新島 政博
健康福祉部参事 兼健康づくり課長	清水 恵子
健康づくり課副参事	中山 尚子
健康福祉部参事兼 介護保険課長	矢澤 欣子

(教育部)

教育部長	齊藤 隆志
教育部参与	野本 昌宏
教育部副部長	清水 千之
教育総務課長	鳥沢 保行
中学校給食センター所長	神田 英昭
教育部参事兼 生涯学習課長	田島 盛明
教育部参事兼 中央公民館長	島村 信行
スポーツ課長	竹井 豊
教育部副部長兼 学務課長	大島 進
学校支援課長	穂山 孝幸
吹上支所副支所長	吉田 勝彦
川里支所副支所長	加藤 勝美
書 記	森田 慎三
書 記	松岡 佐織

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。橋本稔委員と諏訪三津枝委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第27号 鴻巣市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例、議案第28号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第29号 鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第30号 鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第31号 鴻巣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第32号 鴻巣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第33号 鴻巣市立中学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第42号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分、議案第45号 令和3年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第48号 令和3年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算の議案10件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、健康福祉部に係る議案第29号から議案第32号については関連があるため、一括して審査を行います。また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第42号及び第45号については、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。持ち時間は、1議題について1人20分、また議案第45号は1人30分、1巡した後、まだ不明な点があり

ましたら、質疑が必要な場合は1人1回限り認めます。タイムキーパーにつきましては、副委員長が行います。委員の皆様には円滑な質疑の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。この方法で異議はございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第27号 鴻巣市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(福祉課副参事) 議案第27号は、鴻巣市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例でございます。これは、高齢者が増加する中で平均寿命が80歳を超え、高齢者に対する敬老祝金について、支給対象をこれまでの満75歳からの5歳刻みの節目年齢から、満年齢で77歳、88歳、99歳及び100歳を迎える者とした上で、その支給額を77歳7,000円、88歳1万5,000円、99歳2万円、100歳3万円に変更するほか、年齢が満100歳に達する日を迎える者の家族に対する長寿者家族慰労金の支給額を5万円に変更するものです。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) では、議案第27号に対しまして質問をしていきます。

今まで75歳から5歳刻みでというふうなことで、一律5,000円というふうな支給をしていたものを、今回は喜寿、そういう77、88、喜寿、白寿とか、そういった年齢に合わせたというか、そういったことに対してのお祝いというふうなことで、77歳、88歳、99歳、100歳といった、そういうふうな年齢に変更するという議案になっているわけなのですが、その中で平成2年度と同じように支給した場合には約440万ですか、その差額が予算として出るというふうになっているわけなのですが、例えば77という、そういうお祝いの77とかというのが定められているというか、あるわけなのですが、例えば80歳、90歳、100歳という、そ

ういう年齢にした場合にはどのぐらいの差額の予算額となるのかをまず1点お聞きしたいというふうに思います。

1つずつでいいですね。質問の中、1つずつでやっていいですね。

(委員長) はい。

(加藤) 取りあえず。

(健康福祉部参事兼福祉課長) それでは、お答えさせていただきます。通告をいただきました80歳、90歳について試算をさせていただきました。80歳が1,434人、5,000円、それから90歳で440人、5,000円、100歳が40人で5万円、慰労金24人、5万円で試算しましたところ、対象者が1,914人、総額としますと1,257万円で、令和2年予算と比較しますと1,147万円の減となります。また、80歳、90歳の部分を1万円として計算をいたしますと、総額が2,194万円で、令和2年予算と比較いたしますと210万円の減となります。

以上です。

(加藤) なぜこういうふうなことを今質問しているわけなのですが、今本当に敬老というふうなことはもうやはりやらなければいけないし、やって当然のことだというふうに、基本的には質問者もそのように思っています。しかし、今本当にコロナというふうなことで、たくさんの予算をそちらのほうに費やさなければならないというふうないろいろな状況が出ている。そしてまた、コロナの関係だけではなくて、そのほかいろいろな事業もやりたくてもやれないというふうな事業もたくさんあるかと思うのです。今回のこの内容に対しましてなのですが、今年齢を変えて、金額も変えてというふうなことに今現在提案されているわけなのですが、例えば個人個人の敬老祝金という形とはちょっと内容は異なるのですけれども、今やっぱり長寿になるということは、別に男性、女性どっちがどうではなくて、長寿の方をお祝いしているわけなのですが、例えばお互いが長寿であるというふうなことを祝す意味で金婚式とかダイヤモンド婚、そういったお祝いに切り替えるといった、そういう内容等の検討はなかったのか、まずお聞きしたいと思います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 議員ご指摘の敬老ということではなくて

金婚式やダイヤモンド婚式、こちらにつきましては結婚記念日として大変有名なところであるかと思えます。敬老から対象日を記念日にするという方法だと思うのですけれども、こちらについては今回については検討の対象には入っておりませんでした。まずは今回の条例改正案についてしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

（加藤）現代社会の中で、離婚するというふうなことが本当に珍しくなくなっているというふうな時代になってきてしまっているのではないかなというふうな気はしております。そしてまた、結婚する年齢も大分我々の結婚時代は適齢期などというふうなことがある程度あってというふうなことを言っていましたけれども、今そんなことあまりなく、本当に年齢を問わずに結婚される方、それ以外に結婚されていない方もたくさんいらっしゃるというわけです。金婚式が50年とか60年というふうな、ダイヤモンド婚とかいろいろあるわけですが、そういう意味でもただ単に1人の方にこの祝いを、敬老というふうなお祝いをするのでなくて、やはり共に50年、60年というふうな、この長寿であるというふうなことを考えたときに、やっぱりその辺も今後は、ただ本当に1人だけのことでなくて、今少子化で子どもがいないというのは、やはり結婚もしていないというふうな、そういうことがある中で少子化も対応し切れない部分があるわけですから、そういう長く夫婦で健康でいられるというふうなことはやっぱり本当に素晴らしいことだと思いますので、やはりその辺も今後検討課題になるのかなと思うのですけれども、私今そんな話をする中で、担当課としてはそれをどのように受け止めようとされるかをお聞きしたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）今年度におきましては、コロナ禍ということもあります。また、今回長寿者家族慰労金のほうを残したのも、先日ご家族の方が見えられたときに、私はお金がどうこうというよりも、そのとき私がここまで100歳まで見たのだというあかしが欲しかったということの発言がございました。確かにそうなのかな、お金ではなくて、そういった何か自分が頑張ったということをはかの人にも認めてもらい

たい、そういったものがある。これについてはいい制度だというふうに我々も理解しておりまして、長寿者家族慰労金については半額としておりますけれども、残していきたい。

また、こうしたコロナ禍の中で、極力影響を与えない中で精査したものでありまして、また社会情勢、また市の予算等の状況も見ながら、今後、今委員さんをご指摘いただいたような点も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

（加藤）最後になります。先ほど80歳、90歳と、こうした場合の予算額の比較なども出していただいたわけですが、やはり今、それはお金をもらって怒る人はもちろんいないと思うのですが、敬老祝金として。でも、敬老の気持ちの表し方というのもいろいろあるかと思うのです。それなりのお金を持っておられるお年寄りもいる中で、今回変えた中で77歳が7,000円と88が1万5,000円、99が2万円というふうなことで、本当にもらって皆さんそれは喜ぶのはもちろん当然だと思うのですが、やっぱりもっと本当に今財源の厳しい、今年度はまして実際の税の収入も少ないという中で、いかにこの財源をやりくりしなければならないかというふうなことを考えたときには、やはり喜ぶその顔は想像はできるのですが、でも喜んでもらえるから上げるというふうなことではなかなかやっぱり財源も成り立たないと思いますので、ぜひそういう、何かゼロにしてしまうというのでなくて、今回もこういうふうな形になるわけですが、先ほど申し上げましたように、やっぱり社会に合わせた流れのことをぜひとも検討していただきたいというふうに思うのですけれども。

（健康福祉部参事兼福祉課長）委員ご指摘のとおり、しっかりと社会情勢を見ながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

（諏訪）では、議案第27号の質疑をさせていただきます。

5年前に敬老祝金、やはり同じように制度の見直しがされたときに、やはり市民の方々からは結構、「ああ、市のお金がないの」とか、がっかりした声がたくさん聞かれました。今回またさらに6回の支給が4回に

なるということと、金額は上がる、1回の支給額が上がるという内容ではあるのですけれども、うまくいって100歳まで生きられたとすると、現在のものだと7万5,000円、今回のものだと7万2,000円と。要するに生涯で受け取れる額がまず3,000円下がるということと、あとは77歳、次が11年後なのです。ですので、非常に間があるなというところでございます。そうしますと、来年度の予算が全体で2,307万円が当初予算で計上されておりますけれども、今年度の実際の支給額全体がまず幾らだったのかを伺います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）3月4日現在でございますけれども、3,666件、金額にしまして1,833万円を支給しております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、前年度の比較でいいますと、およそ500万円少しが当初予算では減額ができるということだと思っておりますけれども、全体の市の予算、先ほども市の予算を見て、こういった予算にするための条例改正だというご説明がございましたけれども、市の全体の予算の配分から見ても、わずか500万円の差かなと私は感じるのです。先ほどもご答弁の中で、実際に100歳の方がお金がどうということではないのだと、気持ちの問題なのだ、ここまで生きてきて認めてもらえたのだと、そういう思いでお受け取りになられたということでございます。敬老祝金というのは、私も本当にそういったものだと思うのです。もちろん生活費の一部になるものだとは思いますが、市民の高齢の方をお祝いして、頑張ろうねという、そういった内容の、質のものだと思うのですけれども、これを6回を今度4回にするわけですから、回数が減るということで、そういった気持ちを市民の気持ちをやはり落ち込ませるような条例改正ではないかなと私は思うのですけれども、先ほどご答弁された市民の気持ちの問題ではどのようにお考えでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、諏訪委員さんのほうの敬老祝金ということではなくて、長寿者家族慰労金が、いわゆる介護されている側の意見として今発言としてお話しさせていただきましたので、敬老祝金に対しての発言ではなかったということで、そこはよろしくお願ひしたい

と思います。

市民のご意見をということでございますけれども、市の方向性がある程度決まった中で、自治会ですとか、それから民生委員の集まりの中でちょっとお話のほうをさせていただいたのですけれども、そういった中では、現状こういった高齢者が多くなっている中で、市民としての意見としては、やっぱり必要などころにお金をかけていただいて、制度にお金をかけていただいて、そういったただお金を渡すというものにつきましては少し考えていったほうがいいのではないかという発言のほうを多くいただいたところでございました。しかしながら、我々のほうもあくまでそこが全ての意見ではないというのは当然重々承知しておりますので、今回の改正につきましては長寿を祝う年齢とさせていただいたところでございます。

以上です。

（諏訪）長寿という、その定義でしょうか、77、88、99、100ということでのこの刻みなのだということで、本会議場でも大分皆さん元気な方が多くなっているということのお話もあったと思うのですけれども、やはり75歳というのは後期高齢者の区切りです。ですので、そういったところから75歳になったというお祝いを込めてお祝金が支給されると、私はもっと市民の方が頑張れると思うのです。後期高齢になった、そこできっかりしてしまうという方もいらっしゃるかもしれませんが、励みになるようなものであってほしいと思います。今後5年ごとにこの敬老祝金については制度の見直しも考えていくということなのですけれども、こういった社会情勢になったときにまた制度を見直すのか、そこだけ1点お伺いいたします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、社会情勢についてということですが、こちらにつきましては現状まずコロナ禍、どういう形で落ちていくのか、この経済の新しい生活様式も含めて、経済がどのように変わっていくのか、そういったところを見ながら、今後の高齢者の推計人口も併せて見ながら決定していきたいというふうに思っております。あくまで長寿者に手厚くということで考えて今回の改正も行ってお

りますので、十分ご理解いただきたいというふうに思っております。
以上です。

(金子) ちょっとだけ。それでは、議案第27号です。敬老祝金の関係でございませけれども、1点目が、今回この改正ということで区分を改正されたわけでございますけれども、99歳と100歳、これが表の中で続いておりますけれども、やっぱりこれは必要かなとは思われますけれども、続いていただけるということで、これについては何かほかの市町村とかもそのような形のものが、100歳という非常にそれこそ節目の中でここまで生きてあかしということで確かに大切だと思うのですけれども、続くということで考えると、先ほどお話がありましたように77と88、これ結構期間が長いということで、また88から99、これも長いですから、ちょっとその点の Spann、長さとの関係でどういうふうに考えてこれを設定されたのかお聞きします。

(健康福祉部参事兼福祉課長) まず、100歳につきましては、国のほうから感謝状と、それから銀杯のほうが贈られます。そうした中で、他市町村においても100歳の前の99歳で渡すケースが多くなっております。これまで鴻巣としますと100歳でお渡ししてきているところもございましたので、99歳を2万円、100歳を3万円としたところでございます。

以上です。

(金子) ただいまの説明で、99歳と100歳、数字的には受給者としてはどのくらいの人数なのか、ちょっと教えていただければと思います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) あくまで令和2年9月に算出しましたデータに基づくものでございますけれども、99歳が55人、100歳が40人でございます。

以上です。

(金子) はい、分かりました。今回の敬老祝金ということで支給条例でございませけれども、いいことではございませけれども、お金があるなしにかかわらず、考え方の中で、私はもうこれについてはやはり今後の行政のためにとか、寄附するとか、辞退するとか、そういうふうな方向をされる方あたりがどのくらいいらっしゃるのか、またそうなった場合

についてはどのような対応をされているのか、お聞きいたします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、電話等で敬老祝金につきましてはお断りするという連絡をいただいたものが14件ございました。そういった方につきましては、支給のほうは対象から外させていただいたところがございます。

（金子）14名ですね。そうしますと、その辞退された方の祝金につきましては次年度に持ち越しとか、何かほかのところに活用されるのかどうか、そこのところちょっとお聞きいたします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）あくまで予算の執行残ということになります。

以上です。

（金子）分かりました。

最後に、先ほどの中で5年間ぐらいをめぐりに見直しということがございますけれども、極端に言えば子どもさん方には、子どもさんというか、出産祝金とか、若い方には結婚祝金とか、いろいろなものを手厚くされておりますけれども、敬老祝金についても、これは長寿の方、高齢の方ということで、非常にいい、うまく制度をバランス的にやっていらっしゃると思うのですけれども、廃止ということは考えの中にはあるのかないのか。それと、これを今後続けるについて財政的に縮小するのか、現状維持するのか、方向として将来見込みということでお聞きいたします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）現状でございますけれども、敬老祝金と敬老会というものを一つに基本的には考えておきまして、そちらの検討を進めていく中で、敬老祝金なのか敬老会なのかも含めて議論を重ねまして、敬老祝金の存続なのか、敬老会の存続なのかも含めて検討していきたいというふうには考えております。現段階では、それ以上でもそれ以下でもないというのが現状でございます。

以上です。

（橋本）では、1点だけちょっと分からないので確認なのですが、この条例自体は、桶川も80歳、88歳、90歳、99歳ですか、北本も77歳、

80歳、88歳、90歳、99歳ということで、近隣を見ると妥当ではないかなと私は思いますけれども、1点だけ確認なのですけれども、例えば77歳の人は、これ今までもそうだと思うのですけれども、いつ77歳になった人が対象なのか。敬老の日ですか、9月23日でしたか、その日までに77歳、88歳になった人が対象なのか、それだけちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 昔は長寿の祝いは数え年齢というふうに言われていましたけれども、現在につきましては満年齢ということで、到達した時点ということであります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 議案第27号 鴻巣市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例に反対の討論を述べさせていただきます。

人生において税金を長く納めた高齢者の方々、そして社会発展のために寄与された高齢者の方々を鴻巣市としてお祝いをするというのが今回の支給の事業だと私は理解をしております。そのお祝いをする気持ちを、回数を減らすことでそれが伝わるかどうかだと思っております。当初予算の中では2,307万円の予算が今回計上されておりますが、もう一方でコウノトリの飼育の委託、同じように2,389万円の予算の計上となっております。このことを市民の方々に知っていただく。実際に敬老祝金を受給する方々がこういった現実を見るとどんな思いになるのか、それを私は考えます。やはり今までどおり、本来ならば毎年お祝金が出ると私はいなと思うのですけれども、一応前回今年度までの5歳刻みのものをやはり置いておくべきだということから反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第27号 鴻巣市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について、
執行部の説明を求めます。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 議案第28号 鴻巣市介護保険条例の
一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正につきましては、介護保険法の規定に基づき策定しまし
た第8期介護保険事業計画に伴いまして、第8期事業計画期間における
介護保険料率を定めるものでございます。

最初に、保険料率についてご説明させていただきます。その内容につ
きまして、現在の基準月額4,800円を5,200円に改定させていただくもの
でございます。

それでは、その内容について、本日お手元にお配りした資料を基にご説
明したいと思います。まず、議案第28号関係、委員会資料①、第7期、
第8期介護保険料率比較表を御覧ください。左から第7期、第8期、そ
れと国から示された標準を並べた形で作成させていただきました。第8
期の部分を御覧いただきたいと思えます。その真ん中辺り、第5段階
5,200円、1.00、6万2,400円となっております。この第5段階が基準額
となります。

では、割合と書かれた列を御覧ください。この基準額をベースとして、
低所得者に対しましては軽減割合を乗じて、低所得者への介護保険料に
ついて配慮しているものです。一方、一定以上の所得のある方につ
きましては、加算割合を乗じて保険料を増額していくわけですので、基準額を

低くしようとした場合は所得の高い方のところを高い掛け率にして負担をお願いするという仕組みになります。

本市の特徴でございますが、第2段階のところですが、国標準では0.75でございますが、本市では0.65に下げております。その理由についてですが、第5期でこの区分の方々は0.65となっております。第6期において、現状より掛け率が高くならないように配慮させていただいております。今回の8期も、全ての段階を第6期と同じ基準にしております。先ほど申し上げましたとおり、このような低所得者対策をするのであれば、その分をどこかで補うことが必要となります。その部分として、第6期以降、国標準の第9段階を合計所得400万円を区切りとして2つに分割して第10段階を設けさせていただき、割合を1.8とさせていただいております。

続きまして、第8期の保険料の基準月額が5,200円となった、その要因をご説明させていただきます。委員会資料②、人口推計、要介護（要支援）認定者推計、段階別人数が記載された資料を御覧いただきたいと思います。具体的に人口の状況を見ていただきたいと思います。一番上が人口や第1号被保険者の推計でございます。総人口は減少傾向となっております。一方で、団塊の世代が高齢化することにより、高齢者人口は令和3年度では3万5,360人で高齢化率30.1%、令和4年度は3万5,659人で30.5%、令和5年度は3万5,961人で31.0%に増加すると推計いたしました。3年間の第1号被保険者数は、合計で10万6,980人となります。また、その下の要介護（要支援）認定者数推計ですが、令和3年度から令和5年度にかけて3年間で386人の増加が見込まれ、令和5年度末では4,783人になると推計いたしました。

次に、委員会資料③、第1号被保険者の介護保険料の算定を御覧ください。まず、上から6行目、（E）の第1号被保険者が負担する割合は23%で、第7期と変わりありません。

次に、（F）調整交付金ですが、これは国からの交付金となります。標準の調整交付率は5%ですが、調整交付金は、市町村間の保険料基準額の格差を是正するために75歳以上の後期高齢者の加入割合や所得分布状

況により国で決定されます。第7期は0.94%と見込み、第7期の実績は平成30年度は0.67%、令和元年度は0.93%、令和2年度は1.14%となる予定でございます。第8期では、国がこの調整交付金の算定方法を見直しております。その結果、介護保険料の算定に使用した地域包括ケア「見える化」システムでの試算の数字では、平均で0.67%となっております。次に、(J) 保険者機能強化推進交付金についてですが、これも国からの交付金でございます。平成30年度から始まった交付金で、市町村が行う自立支援重度化防止の取組に対して評価指標の達成状況に応じて交付されるものでございます。第8期より保険料算定の項目に加わりました。次に、一番上の(A) 標準給付費見込額についてご説明いたします。標準給付費の見込みにつきましては、平成30年度と令和元年度の実績と介護報酬の改定、3年間の平均0.67%の増を加えて、必要となる令和3年度から令和5年度までの介護給付費や介護予防給付費など、各サービス費を3年間それぞれ年度ごとに算出いたしました。これにより、標準給付費見込額は合計で255億493万5,000円となりました。

その下の(B) 地域支援事業費見込額につきましては、介護予防生活支援サービス事業、在宅医療介護連携推進事業や認知症施策推進事業などの費用を3年間それぞれの年度ごとに算出いたしました。地域支援事業費は、合計で13億9,201万円となりました。

それでは、保険料の算定方法について、詳細をご説明させていただきます。初めに、(A) 標準給付費見込額と(B) 地域支援事業費見込額の2つを合計したものが、(D) の268億9,694万5,000円となります。この額に先ほどご説明した(E) の第1号被保険者負担割合23%を掛けた額が、第1号被保険者負担分相当額61億8,629万7,000円となります。

次に、(F) の調整交付金相当額13億1,714万8,000円ですが、(A) の標準給付費見込額と(C) の介護予防・日常生活支援総合事業費見込額の合計の約5%となります。これは、見える化システムで算定された仮定の数字でございます。

次に、(G) の調整交付金見込額ですが、(F) と同様に(A) 標準給付費見込額と(C) 介護予防・日常生活支援総合事業費見込額に先ほど

ご説明した調整交付金交付見込割合0.67%を乗じたもので、1億7,530万4,000円になります。この額も、見える化システムで算定した調整交付金の交付見込額となります。

(F)の調整交付金相当額と(G)の調整交付金見込額との差額11億4,184万4,000円については、第1号被保険者保険料での負担となります。

(H)財政安定化基金償還金につきましては、本市は埼玉県のこの基金からの借入れを行っておりませんので、ゼロ円となっております。

次に、(I)の準備基金取崩額、これは保険給付費準備基金のことになりますが、3億3,000万円、(J)保険者機能強化推進交付金等の交付見込額6,600万円としまして、(K)保険料収納必要額は式に当てはめると69億3,214万1,000円となります。

次に、下の表を御覧ください。2行目の(L)予定保険料収納率を99%と想定し、第1号被保険者数10万6,980人の段階別人数を、基準額に対する段階別の割合0.5から1.8で補正し、(N)の弾力化をした場合の補正後被保険者数11万2,215人を算出いたします。

最後に、(N)の欄の式に基づきまして、(K)の保険料収納必要額69億3,214万1,000円を(L)の予定保険料収納率99%で割って、(N)の補正後被保険者数11万2,215人で割り、さらに12月で割りますと、保険料基準額(月額)は5,200円となります。これにより第8期の保険料基準月額を5,200円とし、基準となる第5段階の方の保険料の年額を6万2,400円とさせていただくものです。

以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) ただいま算定の式を細かく詳細にご説明いただきました。いわゆる国がやっている見える化システムを使っての算定だったということが、ただいまのご説明でよく理解ができました。今回のいわゆる保険料、28号に関しては、保険料が各段階で全ての段階で値上げになるという条例だと私は思っております。一部では、現在10段階で保険料、当市は決めていますけれども、8段階以上では所得に少し上乘せがあつて、こ

れが弾力化という意味なのかちょっとよく分からないのですけれども、上乘せがあって少し救済をするのかなという感じもするのですけれども、いずれにいたしましても基準額において月額400円の値上げ、そして非課税の方も含めて値上げとなります。これが正しいのかどうなのかよく理解ができないのですけれども、一応第8期の資料を見させていただきましたと、当市においていわゆる保険料の基になる、算出の基になる給付額の見込みなののですけれども、給付額の見込みを見ますと、ちょっとバランスがどうなのかなと思いました。

まず、鴻巣市の在宅サービスにおける給付、そしてあとは施設介護サービスの給付額が、それぞれ第6期と第7期と給付費の推移というものが第8期の協議会の中で示された資料なののですけれども、こちらを拝見させていただきました。そうしましたところ、いわゆる在宅のサービスに関してはあまり大きな増加がなかったように思われるのです。ですが、施設系サービスが非常に伸びているという感じを受けまして、これらは両方を合算しての給付費見込みだと思うのですけれども、その見込みと実際にこの3年間、今まで7期で行ってきたその推移、それらがどういう変化があるからこの見込みにしたのかをちょっと伺いたいと思います。給付が非常に増えるということによろしいのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) お答えいたします。

7期の計画と実績を比較いたしますと、計画よりも実績のほうが下回っております。平成30年度と元年度は97.6%、今年度につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえてサービスの利用控え等もありまして、計画値よりもまたさらに下がる見込みで、94%くらいになるのではないかと想定しております。さらに8期は伸びるよということで計画のほうを出しておりますけれども、特に実績を見ますと、委員おっしゃるとおり、施設サービス費が計画では50床の新設の施設はできませんでしたが、計画の年度の範囲ではできませんでしたが、それでも計画よりもサービス費が超えている状況でございます。

8期につきましては、高齢者人口の増加もございまして、それに伴いまして、ある程度の要介護認定者数も伸び、介護サービスを利用する方も

伸びていくと想定しておりまして、それで（A）の標準給付費見込額のほうは、3年間の見込みを比較しますと6.9%の増と見込んでおります。以上でございます。

（諏訪）第7期で平成30年度、令和元年度は97.6%のいわゆる実績だったということと、実際に令和2年度はコロナの影響もあり、利用控えがあったということで94%の実績というふうにただいまご説明いただきました。それでもなお、先ほどの見える化システムでの条件というのがやはり高齢者人口から割り出しているような、これ国の一律のシステムだと私思うのです。それで、その中で給付費が算定されているということではないでしょうかとっております。

そして、第8期でどのぐらい鴻巣市が伸びるのかという予測はどこでどう盛り込んだのかが、ちょっとこの第8期の計画案を見ただけでもなかなかつかめないのです。先ほども当局もおっしゃいましたけれども、在宅のサービス、そして施設のサービスに大きな開きあります。給付費でいいますと、施設系サービスですと、およそ在宅サービスの10倍弱になるかなと思うのです。ですが、人数でいいますと同じぐらいの伸びなのです。令和3年から令和4年で施設サービスは大体1,000人ぐらい増えるだろうという予測なのですけれども、在宅も同じぐらいの1,000人ぐらいなのです。いわゆるサービスの内容によって報酬が違うものですから、当然全体の給付費というのは変わるとは思いますけれども、いわゆる保険料の基になる給付費が大きく膨らんでしまっているがゆえに保険料も高くなるという構図が見えるような気がするのですが、その辺はいかがででしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）見える化システム、確かに全国一律、全国の市町村がこれを使って保険料を算定することになっておりますが、30年度と令和元年度の実績を入力しまして、それを基に全体推計プラス施設整備、8期で見込んでいるものは加算しまして算定するものになりますので、ある程度鴻巣市の色が出るといいますか、特徴が出るものと考えております。

以上です。

(諏訪) 今回介護保険料値上げということで、現在の基金を大分投入してもなお値上げになるというふうに私も数字から見させていただいたのですけれども、自治体によっては基金の投入プラス一般会計財政からの繰入れも行っている市も、幾つか調べましたところございました。実際には最終的に年度ごとに国から出た給付費に関しては決算されたりしていきますし、実際に使わなければ戻すという仕組みにはなっているわけですから、その時点でやはり精査すれば私はいいのではないかと思うのです。とにかく介護保険、もともとは社会が介護を担うのだということで、もう既に制度始まって20年になりますけれども、保険料はもうずっと上がり続けています。この実態で実際に高齢者社会を支えられるのかということが非常に不安になりますし、実際に頑張って介護にならないようにといらっしゃる方も介護保険料払っているのだという、そういう気持ちにならざるを得ない保険料の高さだと思います。

3点目に保険料の滞納に関してお伺いしたいと思いますが、滞納の人数、滞納者数と、それからその滞納に当たってはペナルティーがありますので、サービスの制限を受けている人数とその内容をお伺いします。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 令和3年1月末時点の滞納者数になります。現年につきましては1,720人で、金額にすると1,889万4,000円です。滞納繰越分につきましては、331人、1,601万9,500円、合計で3,483万8,900円となっております。滞納を続けておりますと、いずれ給付制限ということで、サービスを利用する際の自身が利用者が負担する金額の割合が高くなる制度なのですけれども、これを受けている方は、実際にサービスを利用されている方は1名でございます。以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時57分)

(開議 午前10時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(加藤) では、1点のみというか、質問させていただきます。

先ほど滞納者がいらっしゃるというふうなことでした。いろいろ算出の説明していただきましたけれども、結果的にいろんなそういうふうなことでこの介護保険料というものを出しているのだなということは分かったのですが、何か本当難しくて、何がどうというふうなことはよく分からないのが事実です。結果的には平均がこれでああでというふうなことの数字がありますので分かるのですけれども、滞納の方って、年金者は基本的には年金から引き落とされてしまうではないですか。でも、滞納者の人たちというのはどういった方の滞納の人がいらっしゃるのでしょうか。

それで、あと、その滞納している方で先ほど人数出させていただいたわけなのですけれども、例えば年金で引き落とされるからそのたびに引き落とされるわけですけれども、最高の方で何回ぐらい滞納してしまっているという実態なのか教えてください。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）滞納になる方といいますのは、ほとんどの方が9割以上の方が年金から天引きという形を取っておりますので滞納はないのですけれども、年金の支給額が年間で18万円未満の方は年金から天引きできませんので、納付書を発行しまして、それで納めていただくようにはなるのですが、そういった方が滞納になることがあるということです。

最長の方は、ちょっと資料を持ち合わせていないのははっきりしたことは分かりませんが、保険料は2年で時効となりますので、大体の方は2年で時効で欠損という形になることが多いとは思いますが、文書で納付の誓約をいただいた方についてはさらに2年時効が延びますので、四、五年は滞納している方がいらっしゃるのかなと考えます。

以上です。

（加藤）年金が18万以下の方からがそういう落とされていないというふうなことがというふうなことだったかと思うのですが、私通告しているのは各段階の人数を教えてくださいというふうなことで通告していますけれども、資料2のところにこれがあるわけですね。一番、1段階の方で3万1,200円ですか、第1段階の方が年間なるわけですけれども、や

っぱりかなり厳しいのかなというふうな感じはしますけれども、やっぱり制度なので、もうどうしようもなく保険料を払わなければいけないのですけれども、何かそういう措置的なものというのはあるのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 第1段階から第3段階の方につきましては、この方たちは世帯全員が非課税世帯ということで、そういった方たちなのですが、第1段階の方につきましては、委員会資料①のところで括弧書きのところが本来の割合なのですが、0.5が本来の割合なのですけれども、上に0.3と書いてありますが、軽減がありまして、消費税増税に伴う社会保障財源の投入による減額賦課が行われまして、0.3となります。保険料も本来であれば3万1,200円、年間で負担いただくことなのですが、軽減が入りますので、年間1万8,800円となります。第2段階の方は、本来は0.65で、4万500円ご負担いただくことなのですが、軽減、減額賦課となりまして、0.4が割合で年間2万5,000円ご負担をいただくこととなります。第3段階の方は、0.75が本来の割合でございますが、0.7に減額されまして、金額は4万6,800円から4万3,700円となります。

以上でございます。

(加藤) 先ほどの答弁の中で2年間で時効になってしまうというふうなことなのですが、実際にそういう方が今までにいらっしゃるのですか。今までというか、では令和2年度の中で、もう2年経過しているという方は何人いらっしゃるのでしょうか。それで、もし時効になってしまったら、その2年間の分というのはどういうふうな処理になるのか教えてください。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 介護保険料は、委員おっしゃるとおり2年で時効となります。そうしますと、いずれ給付の制限がかかるようになりまして、いざ介護サービスを利用しようとする、本来であれば1割負担の方が3割負担していただくような形になります。会計の処理の方法としましては、2年の時効が……2年経過いたしますと調定のほうを、欠損処理をすることになります。

以上です。

(加藤) 2年たちますと何処理になると。ちょっと聞き取れなかったのですけれども。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 会計処理がございまして、調定というものが、本来納めていただく金額のほうを時効による欠損処理をいたしまして減額されます。

以上です。

(加藤) 納めていなければ介護を受けるときにそれなりの自己負担をしなればいけないというふうなことは分かったのですけれども、必ずしも介護は、普通の病氣的な医療保険のほうだったらやはりいつ何か病気にかかることがあるかもしれないのですけれども、介護というのは、何割か分かりませんが、一生の間にかからない方もいらっしゃるではないですか。そうなってくると、2年納めなくてもそういうふうにご利用するときにはそれなりの負担をすればいいのだなんていうふうなことになってくるといろんな、今の国民年金を納めなくて、いずれはもし自分に収入がなければ生活保護もらえばいいのだみたいな若い人たちの声なんかも聞いたことあるのですけれども、そういう危険性というか、そういうことというのは考えられないのですか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 確かに介護保険サービスを使う可能性が低いから納めないという方もいらっしゃいます。窓口とかでそのようなお話をされている方もいらっしゃいますが、介護保険料は、65歳以上の方、40歳以上から負担していることになっていきますけれども、皆さんで負担いただくルールとなっておりますので、納付していただけるように窓口や電話等で説得しております。それがかなわない場合は財産調査をした上で差押え等をして充当しますので、そのようなこともやっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) では、議案第28号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例に反対の討論をいたします。

第8期鴻巣市介護保険事業計画に基づき、保険料の基準額を5,200円とし、第7期と比べて400円引き上げるものです。本議案に反対する理由としましては、保険料をこれ以上引き上げるべきではない、そう思うことです。今回の改定で所得段階別の全ての階層で保険料が引き上げられます。生活保護を受給している世帯、世帯全員が住民税非課税の世帯にも及んでいます。介護保険制度が始まって3年ごとに引き上げられています。今では、高過ぎる保険料に年金天引きで支払わされています。そして、当市においても令和2年度では1,720人、繰り越した滞納の方が331人いらっしゃいます。準備基金を全額投入して一時的に市の一般会計から繰り入れれば、保険料を据え置くことが可能だと思います。

コロナ禍で、市民の暮らしが大変になっております。こういったときだからこそ、国や行政の役割が求められています。介護保険の構造上の課題を利用者や保険料に課すのではなく、高齢者やその家族が安心して介護を利用できるものに、そして介護で働く人たちが安心して働き続けられる環境にすることが国や行政の責任だと思います。今、市民に対してこれ以上の負担の増を行うべきでないことを申し上げて、当議案に反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第28号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号から議案第32号までの4件について、執行部の説明を求めます。

(健康福祉部参事兼介護保険課長)それでは、議案第29号から議案第32号について一括してご説明いたします。

令和3年度より第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画がスタートするに当たり、近年の大規模災害の発生や今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染症や災害への対応力強化を図るとともに、団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらに2040年を見据えて、地域包括ケアシステムの推進、自立支援、重度化防止の取組の推進、介護人材の確保、介護現場の革新、制度の安定性、持続可能性の確保を図るために厚生労働省が定める基準省令の改正内容に合わせるなどのため、条例を一部改正するものでございます。

議案第29号と議案第30号については、地域密着型サービスである定期巡回随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護、定員が18名以下の地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、グループホーム、小規模特別養護老人ホーム等といった原則鴻巣市民のみが利用できるサービスを提供する事業所に関する定めであり、議案第31号と議案第32号については、地域包括支援センターが要支援1、2の方のケアプランを作成する介護予防支援と、ケアマネジャーが介護1から介護5の方のケアプランを作成する事業所である居宅介護支援について定めるものになります。

主な改正内容は、感染症の発生及び蔓延に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催や指針の整備、研修及び訓練の実施を義務づけること、非常時であっても必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修や訓練の実施を義務づけること、会議や多職種連携におけるICTの活用を認めること、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント対策を強化する観点から、適切なハラスメント対策を義務づけることなどでございます。なお、施行日は、一部を除き令和3年4月1日でございます。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（諏訪）では、29号から32号を一括して質疑をさせていただきます。

まず、これは感染症の対策だとかハラスメントの対策などに向けて、委員会の開催や、それから研修などの開催が求められるような条例改定だと思われるのですが、これに関しては3年の経過措置があるということになっておりますけれども、実際にこの条例の下でこういった各事業者の方々がこの条例に基づき委員会の開催、研修の開催などは、市はどのように指導をして行っていくのかをまず伺います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）まず、コロナ禍の感染症や災害についての対応力強化ということで、指針の整備をする、策定をしていただきますということなのですが、今厚生労働省のほうからホームページ上に、基準となる指針のほうが整備されてアップされております。これからそういった策定に当たった研修等も開催されるということで、通知が来ております。市としましては、そういった国から示された指針の整備とか、そういったものがきちんと整備できるように、定期的に行っている指導の折には対応してまいりたいと考えております。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、一応32号になりますでしょうか、ケアマネジャーの件ですけれども、こちらはケアプランを作成する上で、いわゆる訪問介護のサービスのケアプランです。今までも回数がある一定の基準を超えるようなものに関してはケア会議の中で一応届出をするというふうに、努力義務だったのでしょうか、それが今回の改定で訪問介護に関して点検、検証の仕組みを導入するというふうに説明書の中に入っているのですけれども、具体的にどういったふうになるのか伺います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）訪問介護の割合が多い方ということで、ケアマネジメントの質の向上と公正、中立性の確保ということで、これは施行日が今年の10月1日施行ということになっておりますが、区分支給限度基準額、これ介護保険証のほうに記載されている介護の度合

いによって違うのですけれども、これに対する利用率が高いということと、あと訪問介護の中でも生活援助の訪問が多いものと理解しておりますが、この割合が多い利用者のケアプランのうち、市が求めたケアプランの届出を義務づけとなっております。この生活援助の訪問が多いもの、この多いということは自立から遠のいてしまうようなことになりますので、本来改善したら減っていくものと考えております。それがもうずっと比率が多いものについては、届出を義務づけということになります。以上です。

（諏訪）では、そうしますと、ただいまのケアプランの、例えば回数が多くて、今まではその理由づけがしっかりしていれば、例えば認知症で常に訪問介護が入っていないと生活が成り立たないというような独居の方などはプランとして認めていらっしゃったと思うのですけれども、今後この条例が施行されるに当たってどのようなになりますか。プラン変更をしたりするようになるのでしょうか。そこを、すみません。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）ケアプランの今認知症の方であって必要だということであれば、そのまま継続していただいてよろしいものと考えております。

以上です。

（橋本）では、通告していますので、1点だけ。

これ今回コロナ感染症とか、研修のICTとか、そういうのを入れるという条例であります。参考資料の新旧対照表のほうにも虐待の防止のための措置に関する事項が加えられてありました。二、三日前も介護士さんが利用者さんを虐待したというニュースがありましたけれども、今回この虐待について鴻巣市にどのような事例があるのか、また対策はどのようにこれからしていくのか、それだけちょっと伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）虐待の事例についてでございますけれども、介護職員による高齢者をたたくななどの身体的虐待、暴言などの心理的虐待、介護、世話の放棄、あと放任、性的虐待、経済的虐待などに及びます。今年度は、職員が高齢者をたたく、大声で威圧的な言動や暴言を繰り返すといった通報がございまして、1件の立入調査を行いま

した。職員や本人その他の利用者から聞き取りの結果、事実認定をし、改善指導を行うこととしております。

今回の条例改正についてですが、利用者の人権を擁護、高齢者虐待を防止するため、事業所の運営規程、高齢者虐待の防止に関する事項という項目を追加するなど、虐待の発生、再発を防止するための委員会を開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを、3年の経過措置はございますが、義務づけとなりました。

あと、過去3年間の指導の状況ですが、令和元年度は1件虐待の報告をいただきまして、あと改善計画の提出を求めました。30年度も1件です。改善計画の提出を求めております。28年度は2件改善計画の提出をいただいております。

以上でございます。

(橋本) 改善計画というのをいただいて、その後の効果とか、本当にそれが直っているのか、検証とかそういうのはされるのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 検証についてですが、改善計画の内容の確認等を行いまして、施設長などに今後の方針をきちんとお話をしていただいております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 議案第32号のみ反対討論をさせていただきます。

こちらのほうは居宅介護支援事業者に対するものでございますが、最後に1点だけやはり気になる文言がございまして、先ほどケアプランのチェックの中で訪問介護の回数が多いところは届出をして、それがケアプランの変更にはしなくてもよいということなのですけれども、実際にはプランを立てるケアマネジャーとしては、これはこれは大変な作業になるかなと思います。どうしても利用者、そしてその家族含めた関係全て

をケアプランに落とすわけですけれども、そこに訪問介護をどうしてもたくさん入れなければ生活が成り立たない方、そして初めて自立しているという方が、そのサービスを減らしていくことが自立なのだという認識でプランのチェックを行われたのであれば、プランを立てる側としては非常に難しくなるのではないかなと思います。そういった意味で、そのこの1点だけ、ケアプランチェックに関して私は反対をしたいと思いません。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第29号 鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 鴻巣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 鴻巣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 鴻巣市立中学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(中学校給食センター所長) 議案第33号 鴻巣市立中学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

この改正につきましては、中学校給食センターの新築に伴い、所在地、鴻巣市滝馬室682番地1を鴻巣市滝馬室587番地1に変更するものです。以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(橋本) 地元ですので、1つだけ質問させていただきます。

これ今現状が体育館があったところが682番地の1だと思うのですが、なぜこの587、この大きな、100番ぐらい違うのですけれども、こういうふうはこの地番になったのか、それだけ教えていただきたいと思えます。

(中学校給食センター所長) お答えいたします。

現在、中学校給食センターの土地地番は、新給食センターの建ててあります土地、滝馬室587番地の1を含めまして18筆(令和3年3月8日開催文教福祉常任委員会会議録P.1「13筆」に発言訂正)ございます。住所の

決め方としましては、住民基本台帳関係実例集によりますと、2筆以上の土地にまたがった建物の住所は、出入口のある土地の地番を用いる場合や広い土地の地番を用いるとなっております。このことから、滝馬室587番地1に新給食センターの出入口があり、また土地面積も1,662平方メートルと一番広いため、この滝馬室587番地1を使うこととしました。以上です。

(金子) 33号ですけれども、附則のところ、この条例ということで令和3年4月1日から給食のほうの新しいところで開始ということになるかと思うのですけれども、それまではこの今の現状の住所でということで、これは問題ないのでしょうか。そこのところちょっと確認いたします。

(中学校給食センター所長) 現在使っております旧給食センターにつきましては、調理業務を3月24日まで調理しております。その後、清掃等をいたしまして、使う機材等の消毒と清掃がございますので、3月31日まで旧センターを使用し、その後4月1日から新しい給食センターで稼働するという事になっております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第33号 鴻巣市立中学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時20分)



(開議 午前11時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(織田) 事前に質問の通告は出していたのですが、今説明の中で全て説明していただいていたので、1点だけ確認の質問をさせていただきます。

今回のマイナス補正もプラス補正も、工事費の部分を除いては全てやはりコロナの影響が大きかったということなのではないでしょうか。放課後に預かり保育も少ないというのは、やはりリモートワークになって、どちらかの保護者が見ていることができたとか、そういった関係がほぼなのかなと、そのように認識してもよろしいのかどうかお聞きします。

(保育課長) 先ほどの延長保育についてはコロナの影響があるのかと思うのですが、そのほかの保育士宿舎借り上げ支援事業だとか、保育利用支援事業だとか、そういったものについては特にコロナの影響があるとは思っておりません。

以上です。

(織田) その宿舎の件はどのような理由があるとお考えでしょうか。例えば人手不足とかでしょうか、保育士さんの。それとも、借り上げなくても済んでいるということ、市内にお住まいの方が多いということなのではないでしょうか。

(保育課長) 今回、保育士の宿舎借上事業のほうは9園の保育施設から

18人分の補助を受けたいということで予定していたのですけれども、実績に合わせて今回減らすのですけれども、5園の利用だけになったのです。保育士さんが市内の方が多かったということと、あと新規で採用される方が少なかったということがあるようです。

以上です。

（加藤） それでは、3点ほど聞かせてください。

まず、31ページのところなのですけれども、12節、障がい福祉課の関係の12、委託料の関係なのですが、この増額補正ということですが、これ当初予算では何人の予定をしていたところを、この2,405万ですから、結構金額が多いのかなと思うのですが、何人のところを何人多くなって結局これだけの補正を組むようになったのかを教えてください。

（障がい福祉課長） それでは、お答えします。

この障害児通所給付事業なのですけれども、これ最初的时候に、何人かと今即答はできないのですが、実は今年の3月時点で利用者が213人だったのです。それが11月時点で242人となっており、同じ年の中で大分上がった。それと、同じ人なのですけれども、利用する場所が増えた。場所というのもどういうことかという、1つの場所だけに通所している人が2か所に通所するとか、あるいは1つの通所なのだけれども、通所する日数が増えたとか、そういうのがこの1年間で急激に上がったのです。そのために今回増額補正ということになりました。

以上です。

（加藤） 1週間の間でしようけれども、場所を変えて、こっちとあっちとかと行っている。でも、場所を変えたというだけで、では場所を変えないで行って、同じところに行っていれば人数的には同じなわけですよ。日数が増えたということは、やっぱり人数が増えたから増額しなければいけないというのは分かるのですけれども、場所を変えた場合には、もし同じところに行っているだけでもそれだけ費用がかかるわけですから、その辺はどうなのですか。

（障がい福祉課長） すみません。場所を変えたというよりは、場所の追加というのが正しいと思います。新しいサービス事業所ができたことに

よって、新しいところにも行ってみるということで、場所の追加があったということで、同じ人でも通う日数が増えたということで増えております。

以上です。

（加藤）通所をするのに大体障がいの方が1週間の間、そんなあれですか、この子は1日だけ、この子は5日間毎日行くとか、みんなそんなにばらばら、ばらばらという、そういう通所の仕方なのですか。

（障がい福祉課長）このサービスの利用の方法なのですけれども、プランによって、その子自体、その子によって全く違うのです。確かに月に1回ぐらいの人で少なく始まる方もいらっしゃいますし、週に1回ぐらい、あるいは多い子ですと毎日ということで、月23日まで利用する方がいらっしゃいまして、それをご家族によるセルフプランというのがあったり、あるいはサービス事業所によって計画をつくっていただいて、その計画の下にサービスを利用しております。それなので、人によって使う量は大分変わるのだということになります。

以上です。

（加藤）では次、45ページのところに行きます。

24節の積立金、その下ですね、教科外教育推進事業の中での負担金と補助金の関係なのですけれども、これ修学旅行とかスキー学校が中止になった、取消しになったというふうなことでということなのですが、逆にそれが増額になっているわけですよ。中止なので減額なのは分かるのですけれども、増額というようなことはどういう内容になっているのでしょうか。

（学校支援課長）修学旅行やスキー教室などの宿泊を伴う校外学習につきましては、費用のほうは保護者負担となっております。入学から毎月積み立てて備えておくわけなのですけれども、今回実施しませんでしたので、費用のほうは本来かからないわけなのですけれども、取扱い業者のほうから企画料、それから手数料等のキャンセル料が発生したケースが何校かございました。それに対応するものでございます。

以上です。

(加藤) そうということなのですね。では、例えばちょっと私も情報を得ているのは、1年生はスキー学校を今まで実施しているわけですよ。行けないので、何かスケートに行くというふうな、連れていってくださるみたいなことをちょっと聞いたのですけれども、それというのは各学校でももちろんもうスキー学校はどここの学校も記憶ないと思うのですが、上尾か何かにスケートしに行くのだみたいな話をちょっと直接聞いたことあるのですが、その辺というのは全然そういう業者のほうは関係なく、各個人というか、学校のみでそういう計画をしているということなのでしょうか。

(学校支援課長) 校外学習につきましては、各学校のほうで学校行事としてふさわしいものを計画し、実施するわけですが、それぞれ今年度につきましては、このコロナ禍において中止をした場合、それぞれ学校、また各学年のほうで企画をして、子どもたちのためにと考えてはありました。その校外学習の内容によりまして、取扱い業者から、先ほど申し上げましたが、キャンセル料等発生した場合への対応ではございましたが、それぞれ校外学習の内容によってはキャンセル料が発生しない、または業者に依頼しない、そのような校外学習等もございました。以上です。

(加藤) ちょっと基本に戻ってしまうのですけれども、当初予算にそれなりの予算が計上されていたわけではないですか。その中には業者にいろいろと依頼する、そういった予算も組まれていたかと思うのですが、その予算とこの増額予算、239万2,000円ほどあるわけですが、その辺の差額というか、それでもなおかつ当初予算で計上していた額では足りなくて、キャンセルとか何かということでのやはりこれ増額しなければいけないということになっているのでしょうか。

(教育部参与) 当初予算に計上させていただいていたのはオリンピックの関係で、開催された場合見に行くということの費用のほうは計上されていたのですけれども、先ほど課長が説明したとおり、修学旅行やスキー林間については保護者負担ということになっていますので、そちらのほうは計上していなかったということ、当然計上はしていないというこ

とになります。

（加藤）当初予算では一応、でも修学旅行もスキー学校もやるという予定になっていましたよね。それは保護者負担ということなので、一切そういう業者関係は関係ないので予算計上していなかったという今内容ですけれども、ではいつの時点で。もう既にその後お願いをしたのですか。でも、スキー学校とか修学旅行するには業者をお願いをするわけですよ。その行く費用的なもの、旅費的なものとか宿泊費とかは、それは保護者負担でしょうけれども、業者へのいろんな、内容をやっていただくのは業者をお願いするわけですよ。当初予算にはそういう予算ってのっていなかったのですか。それ何で、いつ頃をお願いをして、実施できないというふうなことで、それでキャンセル料的にこういうふうな増額補正しなければならないようになったのか、ちょっと理解できないのですけれども。

（教育部参与）お答えいたします。

当初、中学校の修学旅行は大体6月に予定されていたのですけれども、ご承知のとおり6月に関しましては学校の休校明けすぐということもありましたし、コロナの収束状況等も見えない中でしたので、それを3月に実施を計画をし直した学校が多かったのです。スキー林間に関しましては、大体1月か2月ということでやっておりました。こちらについては、繰り返しになりますけれども、全て保護者負担でなっておりますので、当初予算云々ということではなくて、保護者負担でなっております。企画料等々についても当然保護者負担になっておりましたけれども、今回計上させていただきましたのは、こういうコロナの状況でキャンセルになったことに関して保護者の負担を軽減するという意味から、キャンセル料等について補正でお願いをしてあるというような状況でございます。

（加藤）そういう旅行会社の業者も全て保護者負担というふうに毎年なっているということなのですね。はっきり言えば、吹上中学校なんかはぎりぎりまでやっぱりスキー学校なんかはやりたい。コロナ関係でのいろんな各学校に、補助金的にふだんの学校の整備事業とかそういうこと

でなくて、これだけの金額でコロナ対策で、例えばこういう器具を買ったりとか、いろんな各学校で決めてやってくださいみたいな話があって、各学校にお金を予算出していますよね、コロナ対策ということで。吹中なんかの場合、はっきりそこまで私そのお金を使うとかというのではないのですけれども、何か校長先生がお金を出してくれてスキー学校に行けるようになったみたいな話をちょっと、直接そんな話を聞いて、多分そういうお金を校長先生がそういうふうを利用して、そうやって子どもたちの希望しているそういうスキー学校をきちんとやっぱりやってくれる校長先生なのだと、私は勝手にそんな理解もしてしまっていたのですが、結局状況が状況でそれもできなくなってしまったってなるのですが、では今までもそういう旅行会社とかなんかも全て保護者負担でやっていたという理解でよろしいわけですね。

（教育部長）修学旅行とか校外学習については、各学校と旅行会社が契約して行っているものなのです。市は一切その分の歳出予算を組んで計上はしていないわけです。今回、先ほど参与が申し上げたとおり、当初6月とかで企画していたものが、例えばこの2月、3月でもしかしたら収束するのではないかという見通しで先延ばしした経緯があります。仮にそうだとしても、旅行業者においてはもうキャンセルの利かない場合があったり企画料等が発生する場合がありますので、9月だか12月、ちょっと忘れてしまいましたが、国の地方創生臨時交付金で修学旅行のキャンセル料については国の補助金が活用できるということで、その時点でまず保護者の負担を軽減するために補助金を活用しておりました。今回2回目なのですけれども、今回については3月で、もう行けない、もう企画料が発生してしまっているとかキャンセル料が発生してしまっているというものについては、保護者の負担が、積み立てたお金がそこに充てられてしまいますので、その部分についての補填をするということで市のほうで歳出予算を組んでいるところです。

（加藤）分かりました。保護者負担のないような形をするために今回増額補正するというふうなことでいいわけですね。では、そういう理解をしました。

次に、47ページなのですが、教育総務課の14節の工事請負費の中の給食センターの関係ですけれども、9,100万というかなりの残額があるわけです。物価スライドがなかったがためにというふうなことで先ほど説明があったかと思うのですが、この9,100万ものやはり見積額が違ったというのはどのような要因があったのかをお聞かせいただきたいと思います。

(中学校給食センター所長) こちらにつきましてなのですが、まず工事など請負代金を契約する場合、契約約款というのがございます。その中に物価スライド分をプラスするという条項がございます。この率につきましては国のほうから指示があり、今回6%ということで、その分をプラスして工事請負費のほうに予算を計上しておりました。ただ、今回急激なインフレとかデフレがなかったということで、請負代金の変更が生じておりません。それに伴いまして、その6%分、要するに9,100万円、これを減額するということになりました。

以上でございます。

(加藤) では、最後です。

その下の生涯学習課の関係の図書館のシステムの関係ですけれども、これも4,441万円の減額というふうになっているわけですが、これもこれほどの差額が出た理由を教えてください。

(教育部参事兼生涯学習課長) こちら図書館の新しい情報システムの更新業務につきましては、プロポーザル方式でやりました。3業者プロポーザルに参加していただきましてやったのですが、その中で当初予定していた見積額よりも相当程度安く提示してきたものですから、この金額の差額を減額補正するということになりました。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時55分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(橋本) それでは、通告をしておりますので、2点ほど質問をさせていただきます。

まず、歳入の17ページ、保育課の保育所整備等交付金と、あと8,402万円と歳出のほうでも31ページに同じようにこの保育所等整備交付金、これ英和幼稚園というふうに前もちょっと聞いているのですけれども、こども園に移行するに当たってこのくらいの金額がかかってしまうのか、その内訳をちょっと教えていただきたいと思います。

(保育課長) 英和こども園の整備なのですけれども、こちら補助対象経費が1億4,161万2,000円に対しまして、国庫補助金が補助率3分の2で9,440万8,000円を予定しておりました。ただ、今回2か年で事業を行うことになりましたので、令和2年度の進捗率分が今11%になっているのですけれども、11%分の1,038万4,000円を残して減額するものになります。残りの89%分につきましては、8,402万4,000円になるのですけれども、令和3年度の当初予算に計上させていただいております。

以上です。

(橋本) すみません、基本的なことを聞きますけれども、こども園にするために、これ建物とか全て新しくするという、そういうことでこのくらいの金額がかかってしまうのでしょうか。

(保育課長) そうです。新しいものを建てることになるのですけれども、今回市のほうで補助する部分につきましては、保育所の部分に関するものだけの補助になります。ですので、工事の経費としてはもっと大きな金額がかかってくるものとなると思います。

以上です。

(橋本) 場所は、あそこの今あるところのはかなり面積的にすごく狭い感じするのですけれども、あそこにこの幼稚園の部分と保育所の部分と一緒に建てるということで考えていいのでしょうか。

(保育課長) 今園庭で使っている部分に新しい園舎を建てまして、引っ越しをした後に今使っている園舎を取り壊しするというように予定しております。

以上です。

(橋本) では、引っ越しをするどこかに、その間も引っ越しを……どうぞ。

(保育課長) すみません。今ある園舎で保育のほうは続くというか、幼稚園のほうのを続けまして、新しい園舎が建ち終わりましたら新しいほうに引っ越しをして、古い園舎を取り壊しをするということで聞いております。

以上です。

(橋本) 最後に、ではそうすると園庭はしばらくの間なくなってしまうということによろしいのでしょうか。

(保育課長) はい、園庭のほうはしばらくしないような状況になってしまうかと思います。

以上です。

(橋本) 分かりました。

次、33ページの福祉課の生活保護扶助事業、これ4,000万ですか、住宅扶助費の減額は、今家賃が少ないところに入ったためというふうにとちょっと聞いたのですけれども、今生活保護の人は少なくなっている状況ではないと思うのですけれども、どのくらいの差でこんなに金額が減額されるのか、それだけちょっとお聞きしたいと思います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) お答えいたします。

まず、令和3年1月末現在の世帯数が659世帯、817人となっております。令和2年度当初予算におきましては、住宅扶助費538世帯、毎月の家賃と2年に1回の更新料を含み、1件当たり平均で約4万2,000円を見込んでおりました。しかし、令和2年1月までの支給実績が1億8,648万4,767円と、住宅扶助費は1件当たり3万3,795円で推移しております。この差が約8,000円ございまして、こちらの歳入に伴うものと、それから令和2年度生活保護世帯につきましては伸び率を1.02で見ていたのですけれども0.98と、伸び率につきましては減少傾向にあるということで、住宅扶助費が減額の要因となっております。

以上です。

(橋本) ということは、ただ家賃が1件当たり8,000円も下がって、世帯一人住まいの方も家族で住まわれている方もいると思うのですけれども、やっぱり家賃の相場がかなり下がったということなのですか、それ

とも皆さん安いところに入ってくれたという、そういうことなのでしょうか。それだけ確認させていただきます。

（健康福祉部参事兼福祉課長）生活保護の世帯状況を見ますと、単身世帯が86%と、単身世帯が非常に多くなっております。そうした関係で、確かにご家族が多い場合につきましては住宅費も高額になりがちですけれども、単身世帯につきましては低額家賃のところになっているかなというふうに思います。また、今年度、令和2年度において低額な家賃のほうへ物件の移動をお願いしたケースというのは5件ございました。以上です。

（橋本）ちなみに単身世帯だと、今上限は幾らになるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）3万7,000円で、特別な理由がある場合につきましては4万8,000円ということで特別基準が認められております。以上です。

（橋本）3万7,000円、かなり、私も手伝ったことあるのですけれども、3万7,000円なかなかなかったというイメージなのですけれども、それがさらに下がった、3万二、三千円とか、そういうことだと思えるのですけれども、これは今そのくらいの家賃が相場なのでしょうか。

それとまた、もう一つの低額のほうに希望したというのは、それは高くなってしまったということで低額のほうに家を替えるようにと依頼したのでしょうか。それだけ最後にお聞きします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、家賃のほうを依頼した方につきましては4万8,000円を超える家賃ということで、高額家賃になっております。そういったケースにつきましては転居指導、安い家賃での基準内における家賃のところへの転居をお願いしているところです。それが5件ということです。

それから、3万7,000円のその下回る家賃、これ先ほどちょっと申し上げましたとおり、更新料ですとか、そういった部分も含まれてもおりますので、全て家賃がこれ3万7,000円を下回ったということではございません。基本的に3万7,000円の家賃というのはなかなか正直我々のほうも見つけにくい状況でありまして、不動産の会社等当たりますと、なかなか

見当たらないのが現状でございます。そういった中で、極力そういったところを幾つか不動産業者を当たりまして探しているというのが現状でございます。

以上です。

(金子) 45ページの教育総務費の小学校施設改修事業でございますけれども、これの工事請負費ですけれども、3事業がございますね、工事が。それで、たまたまなのでしょうか、鴻巣北小が両方というか、2つありますと。何かちょっと北小、非常に優遇されているなと思うのですけれども、これたまたま项目的に工事があったと。一番上のほうが北小の校舎、屋上防水等工事ということで、屋上の防水等に関係する、ちょっともろもろの工事を含めてということによろしいわけですね。

それと、下は北小の校舎トイレ等改修工事ということで、真ん中のところは東小の校舎のトイレ改修工事と、等はないのですけれども、何かこの違いとか、あとたまたま北小が2つになったというふうな流れがあったのかどうか、詳しくちょっと説明していただければと思います。

(教育総務課長) まず、鴻巣北小学校の屋上防水等改修工事でございますけれども、こちらは北小学校の1の①棟、鉄筋コンクリート造3階建て、1の②棟、鉄筋コンクリート3階建てと②棟の屋上の防水、それと外壁の改修等を工事したという形でございます。老朽化しております校舎の屋上防水外壁の改修を行いまして、教育環境の向上を図るというものでございます。

それと、トイレのほうなのですけれども、工事のほうがやっぱり夏休み期間に行うことが、音が出ますので、夏休み期間に集中して行うということがございまして、なかなか屋上防水とトイレの改修が一緒にできないということもございます。そういったことで、教育総務課としては優先順位をつけましてトイレの改修工事も行っているのですけれども、屋上防水とトイレの改修工事が重ならないように計画をさせていただいているというところでございます。

それと、鴻巣北小学校のトイレ等改修工事でございますけれども、こちらトイレの改修と併せまして、老朽化しております防火扉、こちらのほ

うも改修をしようと、付け替えようということで計画をさせていただいているところでございます。

以上です。

(金子) そうしますと、真ん中の東小学校の校舎は、これは完全なトイレと、トイレの部分だけと、床とか、あとドアとか、そういうのも、洋式化とか、そういう関係ですよ。ということで、それで下のほうは抱き合わせと言ってはなんですけれども、等ということで処理されたということによろしいのか、ちょっと確認いたします。

(教育総務課長) 鴻巣東小学校のほうは、トイレの和式から洋式化への改修ですとか、あと老朽化した配管の交換、あとトイレ周り、若干天井とか直すこともあるのですけれども、トイレ周りの改修工事というふうになります。一方、鴻巣北小学校は、先ほどもご説明申し上げましたとおり、一部防火扉の工事もあることから、トイレ等改修工事とさせていただいているところです。

以上です。

(金子) 今の関係ですけれども、額的に上のほうが4,500と、下が9,900と、規模的なものもあるかと思うのですけれども、その等に係る部分というのは結構されたのかどうか、それをちょっと確認いたします。

(教育総務課長) 等に係る部分が、およそで申し訳ないのですけれども、大体の概算になってしまうのですけれども、約2,000万ぐらいということで予定しております。また、東小のほうの補助対象の面積で比較しますと、鴻巣東小のほうが72平米、鴻巣北小学校のほうが119平米ということで、トイレの面積も北小学校のほうが広がっております。

以上です。

(加藤) すみません、この補正予算の中の何ページということではないのですが、どこのページを見てもないので、ちょっと伺いたいです。といいますのは、昨年コロナ禍に関した中で、10月から今年の3月まで県費補助があつてのことでやっていた内容ですけれども、学校支援員というのでしたか、学校協力員でしたか、コロナ禍に対して今現在いる教職員ではいろいろ大変なので、そこへ補助員として3月までということ

県費で人事配置していますよね。でも、今このコロナ禍がまだ収束しない中で、あのとき聞いたときに4月以降どうなのかと言ったら、考えていないというふうな話もあったのですが、今緊急事態宣言も出ているような中で、やっぱり学校の教職員の方が大変な思いをされながら、またこの4月からやらなければならないのかなと思うのですけれども、その辺、市独自の予算補正を取って、また4月から何か月とかと決めるのは、いずれにしてもそんなような予定というのは全然考えがなかったのか伺いたいと思います。

（教育部副部長） それでは、お答えいたします。

今ご質問いただいているのは、年度途中で県の10分の10の補助金でいただきました学校の指導員9名配置、市内で9名配置させていただいたのですが、そのことかと思うのですけれども、こちらにつきましては県のほうの10分の10で9名配置をさせていただきました。仕事内容としましては、今市で採用していますいきいき先生と同じ職務内容でございます。ただ、時間が短いということで、いろいろこちらのほうで算定方式で若干つけられなかった9校につけさせていただいているという状況なのですけれども、このものにつきましては、まず県のほうからは4月からはその辺の対応はないということでございますので、県のほうが来ればこちらでも検討しようかなというふうには考えはあったのですけれども、その辺のところは来ないという連絡も来ておりますので、市単独では考えておりません。いきいきのほうは引き続き、市のほうで雇っている人数で対応していくという形になります。

以上でございます。

（加藤） いきいき先生と同じような感じでおっしゃっていただきましたけれども、そうでなくて、やはりいろんな消毒をしたりとか、そういう今までとは異なる作業的な、そういうことのために、コロナ対策として県からのそういう補助だったと思うのですが、今変わらずですよ、そういうことをやらなければならないことは。県から予算が来ないからということではなくて、先生にもう100%やっぱり子どもの教育のほうに費やしていただくために、そういったことを、本当に余計なことですよ、このコ

コロナ禍、こんなことがあるわけですから。そこでやっぱり市独自で補正で組んでやっていったほうが、やるべきだというふうにちょっと考えたもので、この補正には全然のっていなかったもので、県から来ないからやりませんではなくて、教育委員会としてはその辺全然、県から来ないからいいのだというふうに考えたのですか。

(教育部副部長兼学務課長) 今ご質問いただいたのは、コロナの消毒ということですので、スクールサポートスタッフのご質問かと存じます。スクールサポートスタッフも同様に県からの補助金10分の10で、年度途中から対応させていただいたものでございます。市内各校1名ずつ、合計27名配置をさせていただいたわけでございます。国のほうからもそちらのほうの予算対応ということで資料のほうも見させていただいておりました、その辺の今年度と同様の事業ということで、市のほうに県から下りてきたときには検討していきたいというふうには考えておりますが、今のところ今年度同様の事業の申請が来ていない状況でございますので、その辺のところにつきましては県や国の動向に注視しているところでございます。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第42号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 令和3年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時58分)



(開議 午後2時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(説明省略)

(委員長) 本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

次回は3月8日午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変にお疲れさまでした。

(散会 午後2時43分)